

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	日本精蠟株式会社 代表取締役社長 吉田 泰邦
【住所又は本店所在地】	東京都中央区京橋二丁目5番18号
【報告義務発生日】	該当事項ありません。
【提出日】	平成24年8月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません。
【提出形態】	該当事項ありません。
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません。

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本精蠟株式会社
証券コード	5010
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 市場二部

## 【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	日本精蠟株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区京橋二丁目5番18号
事務上の連絡先及び担当者名	取締役総務部長兼経理部長 細田 八朗
電話番号	03-3538-3061

## 【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成24年7月31日
訂正内容	平成24年8月6日に提出した「変更報告書 2」について、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第2条第2項又は第8条第2項に規定する書面の添付書類（非縦覧）の訂正のため提出するものです。